

【特集】イギリスの福祉改革と〈排除〉： 移民の統合と排除：イギリスにおける市民 的統合の現状，課題と限界

TAKAHASHI, Seiichi / 高橋, 誠一

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

733

(開始ページ / Start Page)

40

(終了ページ / End Page)

62

(発行年 / Year)

2019-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022504>

移民の統合と排除

—— イギリスにおける市民的統合の現状、課題と限界

高橋 誠一

はじめに

- 1 移民の統合をめぐる視座
- 2 イギリスにおける移民の受け入れと統合
- 3 移民の統合は進んだのか？

おわりに

はじめに

2000年代以降、イギリスにおける移民の包摂は、他の多くのヨーロッパ先進諸国と同様に市民的統合というフレームのもとで進められている。市民的統合とは、移民に対してホスト国の言語の習得や法、制度、歴史、文化、価値、規範などに関する一定の知識を身につけることを〈市民〉であることの要件として求めるものであり、そのために試験や講習といった制度を導入し、それらを国籍や永住資格の取得あるいは入国や滞在、家族呼び寄せの許可などと結びつけるものである。

1990年代後半以降、オランダを嚆矢として、市民的統合政策は多くのヨーロッパ先進諸国で採用されるようになっており⁽¹⁾、C.ヨプケはヨーロッパにおける移民統合政策の市民的統合への「収斂」を論じた(Joppke 2007)。しかしながら、市民的統合政策の広がりとともに一定の共通性がみられるのは事実であるものの、導入の目的や背景、具体的な制度、そして求められる内容とその程度などは各国で異なっており、市民的統合のあり様は決して一様ではない(Wright 2008; 佐藤 2012, 2015)。それゆえ、市民的統合をめぐる分析、考察は、各国における具体的な制度、実態や個々の文脈に照らしながらなされることが肝要であり、また、個別の事例からの過度な一般化は慎重に避けるべきである。

以上のことに留意しつつ、本稿では今日のイギリスにおける移民の統合と排除が、市民的統合のもとでどのような現状にあるのかを明らかにするとともに、その課題や市民的統合の限界について考察することを目的とする。具体的には、まずは移民の統合をめぐる視座について、統合の3つの

(1) Y. パスカウによれば、27のEU加盟国とノルウェーのうち定住あるいは永住のために市民的統合の要件を課しているのは17カ国(デンマーク、オーストリア、ドイツ、ノルウェー、フランス、ギリシア、リトアニア、ラトビア、エストニア、オランダ、ポルトガル、イギリス、クロアチア、ルクセンブルク、キプロス、チェコ、イタリア)にのぼる(Pascouau 2014: 91-105)。

アプローチ（同化、多文化主義と市民的統合）について整理するとともに、統合をめぐる2つの観点（水平的統合と垂直的統合）について説明する。次に、戦後のイギリスにおける移民の受け入れと統合政策の変遷について概観する。そのうえで、現在の市民的統合のもとではたして移民の統合は進んでいるのか、ということを経水平的統合と垂直的統合という観点から検証・検討し、その現状と課題について考察する。そして最後に、移民の統合をめぐるマジョリティの側の意識や態度、言説について批判的に検討することで、市民的統合の限界についても考えることとする。

1 移民の統合をめぐる視座

（1）統合の3つのアプローチ——同化、多文化主義、市民的統合

「統合」とは、通常、2つ以上の要素が相互に結合し、1つの全体を形成することを意味する。したがって、移民の統合とは、ホスト社会の主流文化とは異なる文化や価値観を有する移民が、社会を構成するメンバーの一員として、ともに社会を形成するようになることと理解することができる。

20世紀初頭から1960年代にかけて、移民の統合をめぐるアプローチのなかでもっとも支配的だったのは「同化」である。同化とは、移民がホスト社会の言語や既存の文化的規範に適応・順応するなかで、自らの言語や文化を喪失し、次第にマジョリティへと同一化していくことである。たとえば、同化の概念を定式化したR.E. パーク（1950）から段階的な同化のプロセスについて論じたM.M. ゴードン（1964 = 2000）まで、アメリカではアングロ・コンフォーミティと呼ばれる白人プロテスタントの中核文化（core culture）への同一化を自明のものとしている部分があったといえる。もちろん、それはアメリカに限ったことではない。移民が時間の経過とともにホスト社会の主流文化へと次第に同一化していくだろうという素朴な期待は、ヨーロッパにおいても同様であった。

しかしながら、1970年代以降、同化アプローチ（とりわけ、移民やマイノリティは「同化すべきである」とする「同化主義」）は倫理的な観点からそのイデオロギー性を批判され、影響力を失うようになっていった。同化アプローチにかわって、新たに支持を集めるようになったのが「多文化主義」である。多文化主義は論者やケースによってその理解と意味するところは異なるが（関根1993）、ここではひとまず差異や多様性に寛容なアプローチと理解することにしたい。差異や多様性をどの程度、どのように認めるのかということについては相違があるものの、1970年代以降、多くの先進諸国ではホスト社会の文化を強要するような同化主義的な政策は自重され、移民たちの文化を尊重する、あるいは事実上それを容認するような多文化主義的なアプローチが採用されてきた。

しかし、1990年代になると、多文化主義的なアプローチには多くの批判と疑念が向けられるようになった。とくに福祉国家による再分配能力が低下するなかで、それを支える社会的な連帯やその基盤となる一体性をいかに維持するのかということが重要な政治的課題となり、差異や多様性に寛容な多文化主義は社会的な連帯や一体性を掘り崩す「敵」としてみなされるようになった。また、移民や移民出自の若者の教育達成度の低さや失業率の高さ、貧困、人種暴動などが深刻な社会問題として浮上したことで、差異や多様性を尊重するだけでなく、市民的な共通性を共有することの重要性が再認識されるようになったのである。

そしてその結果として、現在では多くの国で「市民的統合」と呼ばれるアプローチが採用される

ようになっている。市民的統合アプローチは、移民に対して言語の習得や法、制度、歴史、文化、価値、規範などについて一定の知識を身につけることを求めるが、それは移民を〈市民〉として包摂し、積極的に統合しようとするためである。そうした市民的統合アプローチが目指す方向性は、一見すると同化主義への回帰と映るかもしれない。しかし、市民的統合アプローチは、移民に独自の言語や文化の放棄を迫るものではなく、差異や多様性それ自体を否定しているわけではない。その目的は、あくまでも市民的な共通性を共有することにおかれている。とはいえ、既述のように、市民的統合政策で求められる内容やその程度は各国で異なっており、またそれらは変化するものでもある。それゆえ、求められる内容やその程度によっては、市民的統合政策が同化主義へと近づくということも十分にありえる⁽²⁾。

(2) 統合をめぐる2つの観点——水平的統合と垂直的統合

次に、移民の統合をめぐる問題を理解する際の2つの観点について説明する。「移民の統合」といっても、実際にはそこにはさまざまな側面や次元、プロセスが存在している。また、統合をプロセスとしてとらえるということは、統合を程度の問題としてとらえるということでもある。したがって、何か1つの指標をもって移民が統合されている／されていないと判定することはおおよそ有意義とはいえない。

そこで、本稿では移民の統合における多次元性を整理し、問題をとらえるための枠組みとして「水平的統合」と「垂直的統合」という観点を導入することにした⁽³⁾。水平的統合とは、価値や規範、アイデンティティの共有や言語の習得といった規範的・文化的な位相における統合を指すものとする。一方、垂直的統合は、教育達成や職業達成、所得格差の縮小（貧困の解消）といった社会経済的な位相における統合を指すものとする。

これまで、移民の統合をめぐる議論では水平的統合の問題に焦点があてられることが多かった。それは、統合をめぐる規範的な関心をもっぱら文化的な側面に向けられてきたためだといえる。すなわち、異なる言語や文化的背景をもつ移民を社会のなかにもどのように受け入れていくのか／社会のなかでもどのように共生していくのか、ということが中心的な問いとされ、それに対して同化アプローチを支持するのか、それとも多文化主義的アプローチを支持するのかという争点がそこにはあった。一方で、垂直的統合への関心はより実践的な課題として浮上してきたものだといえる。たとえば、一般に低賃金な非熟練労働への従事は移民の経済的な周辺化をまねき、さらに、その結果

(2) たとえば、R. ブルーベイカーは差異主義的な風潮が後退し、市民的な共通性への関心の高まりがみられるようになった比較的早い時期に、そうした変化は「悪しき傲慢な同化主義の時代への回帰となるわけではない」（Brubaker 2001 = 2016: 220）と論じたが、のちにそのような評価が「あまりに楽観的すぎた」（ブルーベイカー 2016: 15）ことを認めている。

(3) 「水平的統合」と「垂直的統合」という言葉は、移民の統合をめぐる議論のなかで一般的に用いられているわけではない。管見の限りでは、「水平的」「垂直的」という言葉は安達智史（2013a）がJ. アンデルセン（1999）に依拠して使用しているが、アンデルセンはそれを「統合」ではなく「社会的排除」という文脈で使っている。また、安達も「価値の共有による水平的統合を強調するために、人種主義や社会構造と関係する垂直的統合に関わる問題が等閑視されてしまう」（安達 2013a: 386）や「マイノリティの結束不足という水平的統合言説」（安達 2013a: 387）と述べている程度で必ずしも明確な定義を与えているわけではない。

としての福祉受給は移民への反発を生み、移民の社会的な孤立や排除をいっそう強めることになる（竹ノ下 2016:42）。また、とくに移民の第2世代の雇用、所得、教育機会などにおける差別や排除の状況が、構造的な周辺化の問題として認識されるようになったことも大きいだろう（Gans 1992）。

さて、移民の統合について考えるうえで、水平的統合も垂直的統合も等しく重要であることはいうまでもない。ただし、市民的統合に関していえば、その主眼は明らかに水平的統合におかれており、そのことは市民的統合が社会経済的な格差や不平等といった問題を、言語の習得や文化、価値、規範の共有を進めることで改善・解消されると考えていることをあらわしているといえるだろう。

2 イギリスにおける移民の受け入れと統合

イギリスにおける市民的統合の現状と課題について分析、考察する前に、まずはその前提となるイギリスの状況について確認しておこう。C. ヴァーガス＝シルヴァとC. リエンツォによれば、2017年時点での外国籍人口は9.5%で、外国生まれの人口は14.4%（そのうち39.5%がEU圏、60.5%が非EU圏）である（Vargas-Silva and Rienzo 2018）。一方、2011年の国勢調査⁽⁴⁾によれば、イングランドとウェールズの総人口約5,600万人のうち白人イギリス系（White British）の割合は80.5%である（次頁表1）。もちろん、白人イギリス系だけが「イギリス人」というわけではないが、エスニシティという観点からみるならば残りの約20%を移民あるいは移民の背景をもつ人々ととらえることができるだろう。

では、現在のような多文化社会へと至る過程のなかで、イギリスではどのようにして移民を受け入れてきたのだろうか。また、一般にイギリスは多文化主義の国として理解されることが多いが、そのような理解はどのように形成されたのだろうか。

(1) 戦後の移民受け入れと「弱い」多文化主義

戦前、イギリスへの主たる移民はアイルランド人とユダヤ人で、それ以外の移民もほとんどはヨーロッパ系であった。また、そもそも戦前のイギリスは移民の送り出し国であった。

したがって、イギリスが多くの移民を受け入れ、多文化な社会へと変容するようになったのは、戦後の1950年代以降のことである。他のヨーロッパ先進諸国と同様に、戦後復興のために多くの労働力を必要としたイギリスでは、旧植民地から多くの移民を受け入れた。1950年代から1960年代にかけてはジャマイカなどのカリブ海諸国からのカリブ系移民が、続いて1960年代から1980年代初頭にかけてはインド、パキスタン、バングラデシュといったインド亜大陸系と東アフリカ諸国からの移民が大半を占めた。こうした旧植民地出身の移民がイギリスへと多く流入した背景には、大英帝国という政治的枠組みを引き継ぐかたちで、旧植民地である英連邦の人々に「イギリス臣民（British subject）」としての地位を与え、自由な入国を認めていたということがある⁽⁵⁾。

(4) イギリスでは、10年ごとに国勢調査（Census）が行われている。

(5) 1948年に制定した「イギリス国籍法（British Nationality Act）」では、イギリスと関わりのある人々を①「連合王国および英領植民地市民（Citizens of the UK-and-Colonies : CUKC）」「英連邦独立諸国民（Citizens of

表1 エスニシティ別人口とその割合 (EW⁽⁶⁾) : 2011

Ethnicity	Number	%
Asian	4,213,531	7.5
Bangladeshi	447,201	0.8
Chinese	393,141	0.7
Indian	1,412,958	2.5
Pakistani	1,124,511	2.0
Asian other	835,720	1.5
Black	1,864,890	3.3
Black African	989,628	1.8
Black Caribbean	594,825	1.1
Black other	280,437	0.5
Mixed	1,224,400	2.2
Mixed White and Asian	341,727	0.6
Mixed White and Black African	165,974	0.3
Mixed White and Black Caribbean	426,715	0.8
Mixed other	289,984	0.5
White	48,209,395	86.0
White British	45,134,686	80.5
White Irish	531,087	0.9
White Gypsy / Irish Traveller	57,680	0.1
White other	2,485,942	4.4
Other	563,696	1.0
Arab	230,600	0.4
Other	333,096	0.6
Total	56,075,912	100.0

出所 : Census 2011.

しかし、多くの労働力を必要としていたとはいえ、旧植民地からの大量の移民の受け入れが首尾よく進んだわけではなかった。移民の受け入れは、移民への反発や人種差別、人種暴動といった深刻な政治・社会問題をともなうものであった。そのため、戦後のイギリスでは1962年、1968年、1971年と繰り返し移民法を改正するなかで、旧植民地出身者に与えていた特別な地位と自由な入国の権利に次第に規制をかけていった。そして、最終的には1981年に制定した「イギリス国籍法」によって、それまで規制を免れていた「連合王国および英領植民地市民 (CUKC)」を「イギリス市民 (British citizens)」「イギリス属領市民 (British dependent Territories citizens)」「イギリス海外市民 (British Overseas citizens)」へと再編し、「イギリス市民」だけに居住権を与えることで、旧植民地出身者に事実上の規制をかけたのである (Dummett 2006 : 568-571)。

independent Commonwealth countries)」「市民権のないイギリス臣民 (British subjects without citizenship of any Commonwealth country : BSWCs)」からなる「イギリス臣民 (British subject)」, ②「イギリス保護領民 (British Protected Persons)」, ③「アイルランド共和国市民 (Irish citizens)」, ④「外国人 (Alien)」へとカテゴリー化し、整理したが、入国規制の対象となったのは「外国人」だけであった (Dummett 2006 : 561-563)。

(6) EW : England and Wales (イングランドとウェールズ)。

以上のように、旧植民地出身者の自由な入国に段階的に規制をかける一方で、国内においては受け入れた移民たちへの対応も進められていった。それは移民法と呼応するように制定されていった人種関係法に象徴的にあらわれている。1965年に制定された人種関係法では、公共の場における人種差別的な発言や印刷物の配布が禁止され、続く1968年の人種関係法では、人種差別の禁止が雇用や住宅といった社会的な領域にまで広げられることになった。そして、1976年の人種関係法では、間接的差別を禁止するとともに人種平等委員会（Commission for Racial Equality）を設立し、個人でも差別を提訴できるようにした。このような過程のなかで、イギリスでは自由主義的なレッセ・フェールの伝統ともあいまって、公的な領域ではイギリスの規範や価値を共有することを求めつつ、私的な領域では独自の文化や言語、宗教、信仰などを認め、さらに雇用や住宅、教育、健康、福祉といった分野における不平等に取り組むという「弱い」多文化主義が——とりわけ、ローカルな自治体のレベルで——発展することとなったのである（Joppke 2004: 249; Grillo 2010: 52）。

さて、1981年のイギリス国籍法によって旧植民地出身者への特権的な地位には制限がかけられるようになったものの、そのことは移民の流入がなくなったことを意味するわけではなかった。1980年代以降になると、旧植民地出身者にかわって東欧諸国やアラブ諸国からの移民が増加するようになり、難民・庇護申請者も急増するようになった。さらに、現在ではグローバル化の進展やEUの拡大⁽⁷⁾にともない、S. ヴァートヴェックが「超多様性（super-diversity）」（Vertovec 2007）と表現するように移民の出身国やその文化的背景はますます多様になっている。

（2）市民的統合への転換

以上のように、戦後のイギリスでは「弱い」多文化主義のもと差異や多様性に対し寛容な態度がとられてきた。しかし、2000年代に入ると、イギリスにおいても市民的統合へのシフトがみられるようになった（Joppke 2004: 249）。

とくに、イギリスの場合には2001年にイングランド北部の諸都市——オールダム、バーンリー、ブラッドフォード——で起きた暴動がその後の統合政策を方向づける1つの大きな契機となった。暴動を受けてさまざまな報告書が作成されるなかで、暴動の原因として注目されるようになったのが「平行生活（parallel lives）」の問題である。平行生活とは、「エスニック・コミュニティが居住地の物理的な分離にもとづくかたちで分断され、教育施設やボランティア団体、雇用、宗教施設、言語、社会的・文化的ネットワークといったさまざまな日常生活の局面において、コミュニティ同士が相互に接触や交流をもたない状態」（Home Office 2001: 9）のことである。2001年以降の統合政策は、この平行生活を克服・解消するために、「コミュニティの結束（community cohesion）」というコンセプトのもと、共通の価値としてのシティズンシップを重視するとともにコミュニティ間の交流と相互理解の促進を図るようになっていった。ただし、市民的統合という観点からは、むしろ2002年に発表された白書『安全な国境、安心できる場所』（Home Office 2002）の方が重要である。

(7) ただし、イギリスはシェンゲン協定には参加していないため、しばしば移民反対派が主張するような、EU圏内からの移民が国境検査を経ずに無規制に流入してくるというのは誤った事実認識である。

やや長くなるが、ここではそれを確認しておこう。

政府は、ここに住む人々がイギリスのシティズンシップの市民のおよび政治的側面についてより深く理解することを手助けすること、とくにイギリスのシティズンシップの取得にともなう権利と責任についての理解を助けることをとても重視している。このことは、民主的なプロセスへの積極的な参加とより広いコミュニティへの帰属意識を強化するのに役立つだろう。私たちはこの理解を促進するための1つの手段が、イギリス市民になることの価値と意義に、現在、私たちが行っているよりもはるかに重点をおくことであると信じている。(Home Office 2002:29)

共通のシティズンシップは、文化的な画一性や「イギリス人」であることについてのいくらか偏狭で時代遅れの見方から生まれたものではない。政府は、移民がイギリスにもたらした文化的多様性の豊かさを歓迎する——私たちの社会は多文化であり、そのような多様な人々によってかたちづくられている。私たちはイギリスのシティズンシップが、21世紀のイギリスにおける特徴の1つである背景、文化、そして信仰の多様性を積極的に受け入れることを望んでいる。(Home Office 2002:29)

登録または帰化を通じてイギリス人になることは、重大なライフイベントである——あるいは、そうあるべきである。それは、イギリスへのコミットメントの行為であり、私たちの社会への統合を達成するプロセスにおける重要な一歩とみなすことができる。しかし、それにもかかわらず帰化申請者の一部は、イギリスの生活や言語についての実践的な知識があまりないため、社会において積極的な役割をはたすにはおそらく脆弱で準備不足なままである。このことは社会的排除へとつながる可能性があり、コミュニティ間の分極化の問題の原因となるかもしれない。私たちは市民的なアイデンティティの感覚と共有された価値観を発展させる必要があり、英語（あるいは、1981年のイギリス国籍法で規定されたウェールズ語、スコットランド語、ゲール語）の知識はこの目的を間違いなく後押しする。(Home Office 2002:32)

白書では、シティズンシップの意義が示されるとともに、それが帰化(=国籍の取得)と結びつけられていることがわかる。また、その特徴としては、シティズンシップの「権利」とともに「責任」が強調されていること、そして文化的な多様性への配慮が随所にみられることがあげられる。この白書で示された考えは、2002年11月に成立した「国籍、移民および庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)」によって法制化されることとなり、イギリスでは同法にもとづき2005年11月から「イギリスでの生活(Life in the UK)」という試験が国籍取得の要件として導入され、さらに、同試験は2007年4月からは永住資格の取得に際しても課されるようになっていく。

以上が、2000年代以降にイギリスにおいて市民的統合政策が導入されるようになった背景と経緯である。

(3) 移民政策と福祉の交差——シティズンシップの要請と就労

ところで、2000年代に大きく転換することとなった移民政策と福祉をめぐる問題はどのような関係にあるのだろうか。端的には、市民的統合が求めるシティズンシップの取得は、福祉の受給資格と法的地位を結びつけるものだといえる。しかしながら、ここで重要なのは、そもそも福祉やシティズンシップの含意に変化が生じているということである。

周知のように、1997年に政権を獲得したニュー・レイバーの政治・政策における基本的なモチーフは、「福祉から就労へ（welfare to work）」に象徴されるワークフェア型の福祉国家への転換であり、ニュー・レイバーによって提唱された「第三の道」はそれを首尾よく進めるためのプロットであったといえる。そして、ニュー・レイバーが初期のもっとも重要な政策課題として力を入れているのが「社会的排除（social exclusion）」の問題である。

社会的排除は貧困を多角的（経済、社会、政治、文化）で動的（結果だけではなく過程も含む）な問題としてとらえるもので、1970年代から1980年代にかけてフランスで誕生・発展した概念であるが、1990年代になるとヨーロッパの各国やEUレベルでの政策課題のなかにも位置づけられるようになっていった。イギリスでは、T.ブレアが1997年に社会的排除対策室（Social Exclusion Unit）を設置し、社会的包摂のためのさまざまな取り組みを省庁横断的に目指した⁽⁸⁾。

ただし、ニュー・レイバーが実際に展開した政策や取り組みに対しては、当初より多くの批判が向けられてきた。たとえば、R.レヴィタスは、ニュー・レイバーの社会的包摂政策は平等主義的な再分配論（Redistributionist discourse）よりも道徳・アンダークラス論（Moral Underclass discourse）や労働市場への包摂に主眼をおく社会統合論（Social Integrationist discourse）に傾倒しているとし、それを社会秩序や社会的結束、連帯を重視するデュルケミアン・ヘゲモニーであるとして批判した（Levitas [1998] 2005）。また、D.バーンは、社会的包摂の政策は社会構造の変化（＝市場中心の柔軟なポスト工業資本主義への移行）への政策的対応であるべきにもかかわらず、ニュー・レイバーは〈社会〉という視点を言説上は導入したものの、実際の政策は排除された人々を労働市場へと再編入させるものであったと批判した（Byrne, D. [1999] 2005 = 2010）。さらに、J.ヤングは、社会的包摂の政策がワークフェア型の福祉国家への転換と密接に関連していること、そしてそこでは責任ある自立した〈市民〉というシティズンシップ観が重要な賭け金となっていることを見事に論じている。

政府の構想について私が強調したいのは、それが排除されている人びとを社会的に包摂しようとしているわけではないということだ——もっとも、これはその正当化にはなるかもしれないし、あるいはかかる〔包摂できるという〕幻想を幫助するかもしれないが。これはむしろ、闇経済をシステムのなかに取り込むことで除去し、無償労働を最小限に抑えるために（10代の母親に関してきわめて明白である）、貧困層を市場経済に完全に取り込もうとする構想なのである。……これが社会的包摂の政策などではないのはいまでもなく（かれらはすでに包

(8) 社会的排除対策室による定義では、社会的排除とは「失業、低い職業能力、低所得、みすばらしい住宅、犯罪、不健康、家族の崩壊といった複合的な問題に苦しめられている人々や地域に生じていることを、簡潔にあらわした言葉」（Social Exclusion Unit 1997:1）である。

撰されているのだから)、合法的労働に就いている人びとだけが社会的存在として許容される市民であるという消去法をテコに、市場経済のなかにあらゆるものを包摂する試みなのである。(Young 2007 = 2008:195)

この課題における目標は、貧困を改善することに置かれている。つまり、労働を媒介にすることで、かれらを納税者にし、給付への依存から脱却させることにある。この課題は単なる改善というよりも代償的救済なのである。つまりかれらを責任ある自立した市民にし、結果として犯罪と反社会的行動の減少という利益を得ようというのである。(Young 2007 = 2008:195-196, 傍点は原文)

以上のような社会的包摂という文脈におけるシティズンシップ観は、当然、移民の統合という文脈で共通の価値として重視されるシティズンシップとも無関係なわけではない。つまり、移民に対するシティズンシップの要請は、福祉に依存しない責任ある自立した〈市民〉となることの要請であり、なによりそれは就労というかたちでの市場への包摂を含意したものととらえる必要がある。また、就労を通じた市場への包摂という点では、2002年に高度技能移住プログラムや投資家・企業家といったイノベーター向けのプログラムが導入され、さらに2008年からはそれらを基盤にポイント制が導入されるなど、入国管理政策においても経済的な貢献が見込まれる移民だけを受け入れ、コストやリスクを抱えた移民はあらかじめ排除するという選別的な移民の受け入れが強化されるようになってきていることも見逃せない⁽⁹⁾。

かくして、島田幸典も指摘するように「それぞれ固有の経緯と論理のもとに発展してきた移民政策と福祉政策は、今や共通の権利観を介して結合され」(島田2017:60)たのであり、その根底には「市場も、そして福祉を就労促進という観点から再解釈した国家も、移民と市民の両者にたいして肌の色や民族、宗教に関わりなく、ただ雇用可能性の一点から評価する」(島田2017:61)というネオリベラリズム的な発想があるといえるだろう。

3 移民の統合は進んだのか？

ここまで、移民の統合をめぐる視座と今日のイギリスにおける移民政策の基本的な方向性(および福祉をめぐる問題との関連)について論じてきた。以下では、2000年代以降の市民的統合政策のもとではたして移民の統合は進んでいるのか、ということを手水平的統合と垂直的統合という観点から検証、考察する。

(1) 水平的統合

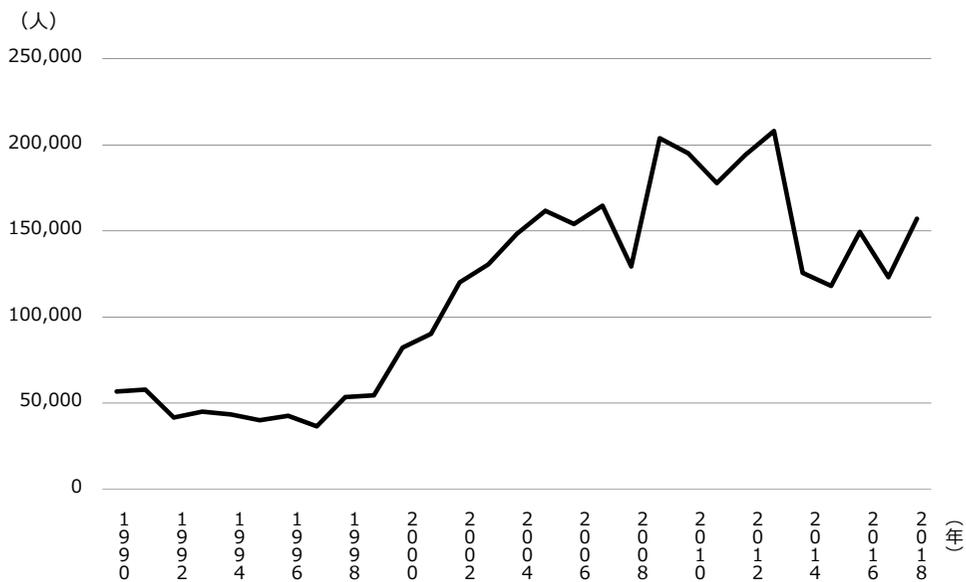
先述のように、イギリスでは2001年の暴動を契機として、市民的統合へのシフトがみられるよ

(9) 移民に対する社会権の制約と条件化自体は、1971年の移民法において「公的資金への無依存」の証明が求められるようになって以来、漸次的に拡張してきた(島田2017:59-60)。ただし、柄谷利恵子によれば2010年のD.キャメロン政権以降、「国籍・出自フィルター」による敵対的な選別の度合いが高まっている(柄谷2017)。

うになった。具体的には、「コミュニティの結束」というコンセプトのもと、共通の価値としてのシティズンシップを重視するとともにコミュニティ間の交流と相互理解の促進を図るようになった。そして、とりわけ2002年の白書以降は、シティズンシップを〈市民〉としての要件／資質と明確に結びつけるようになり、2005年11月からは「国籍、移民および庇護法」にもとづきシティズンシップ・テストが導入されている。

では、市民的統合へのシフトがみられ、共通の価値としてのシティズンシップが重視されるようになって以降、実際にシティズンシップ（＝国籍）の取得は進んだのだろうか。図1は、1990年から2018年にかけての国籍取得者数の推移を示したものである。

図1 国籍取得者の推移（1990～2018年）



出所：Immigration Statistics, Home Office.

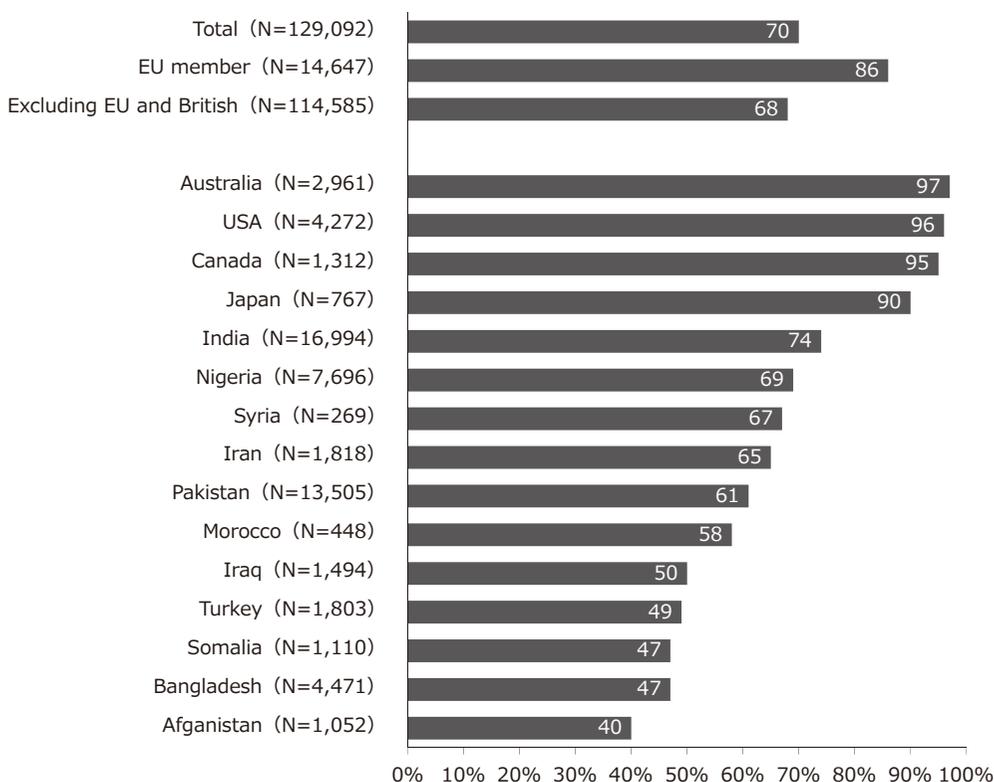
図1からは、2000年代以降、国籍取得者の数が大きく増加するようになったことがわかる。とくに、1990年代には概ね50,000人前後で推移していたのに対し、2002年以降は100,000人を超えるようになった。また、増減の波があるとはいえ、その傾向はシティズンシップ・テストの導入以降も基本的に続いている。

では、国籍取得者の増加傾向をもって市民的統合が進んでいるとみなすことはできるのだろうか。また、シティズンシップ・テストは本当に移民を〈市民〉として包摂し、統合するために機能しているのだろうか。次頁図2は、シティズンシップ・テストの合格率を主な出身国別に示したものである。

図2からは、シティズンシップ・テストの合格率には、出身国により大きな差があることがわかる。全体の合格率は70%だが、EU加盟国出身者の合格率が86%なのに対し、EU加盟国以外の出身者の合格率は68%である。ただし、EU加盟国以外の出身者の合格率が一律に低いというわけ

ではない。たとえば、オーストラリア、アメリカ、カナダの合格率は、それぞれ97%、96%、95%と高く、日本の合格率も90%である。一方、旧植民地国のなかでは、インドが74%とかなり高く、全体の合格率より高いものの、パキスタンは61%、バングラデシュは47%と低い。また、トルコ、ソマリア、アフガニスタンなど50%を下回る国も多くみられる。ほかにも、ナイジェリア、シリア、イラン、モロッコ、イラクといった国も低く、全体としてムスリムの多い国で合格率が低い傾向にある。

図2 主な出身国別シテズンシップ・テスト合格率 (2013年4月～2014年2月)



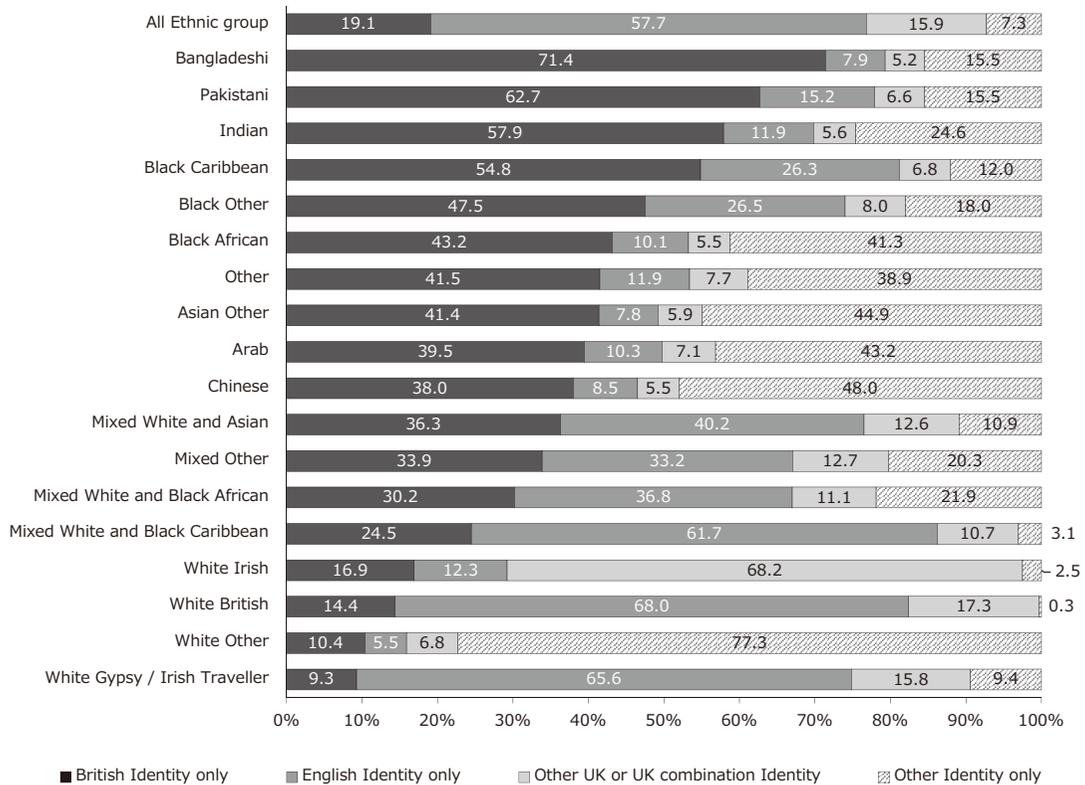
出所：Garuda Publications (2017).⁽¹⁰⁾

では、シテズンシップ・テストの合格率が低い傾向にある国の人々は、イギリスへの帰属意識が低いのだろうか。イギリスでは、2002年の白書以降、シテズンシップとともにナショナル・アイデンティティの表象として「ブリティッシュネス (Britishness)」という観念が強調されるようになっており、とりわけ2007年に誕生したG.ブラウン政権のもとで共同体への帰属意識を高めることが重視されるようになった(安達2013a:199-204; 柄谷2013)。そこで、次にこのブリティッ

(10) シテズンシップ・テストはその導入以来、何度か内容が変更しており、当然、合格率はその内容や難易度とも関連している。GOV.UK (2014) では、2009年6月から2014年2月までの出身国別の合格率が公開されている。Garuda Publications (2017) は、GOV.UK (2014) をもとに保守党・自由民主党による連立政権のもとで「イギリスの価値や原則」が重視されるようになった2013年4月以降の合格率について分析したものである。

シュネス=イギリス人というナショナル・アイデンティティがどのくらい浸透し、共有されているのかをみてみよう。図3は、エスニシティ別のナショナル・アイデンティティを示したものである。

図3 エスニシティ別ナショナル・アイデンティティ (EW) (2011年)



出所：Census 2011.

注目したいのは、バングラデシュ系 (Bangladeshi) の71.4%やパキスタン系 (Pakistani) の62.7%などエスニック・マイノリティ、とくにシティズンシップ・テストにおける合格率の低い国の人々の方が、「イギリス人 (British Identity only)」と回答した人の割合が高いということである。一方、白人イギリス系のうち「イギリス人」と回答した人はわずか14.4%しかいない。白人イギリス系でもっとも多かったのは、「イングランド人 (English Identity only)」の68.0%である。

周知のように、イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドからなる連合王国でブリティッシュネスという観念はそれらを包括するものとしてある。したがって、ブリティッシュネスは本来的に多様性を内包しており、だからこそ非白人のマイノリティもそれを受容し、そこに同一化することができる。それに対し、「イングリッシュネス (Englishness)」は「白人性」と結びつくものとして理解されており、基本的に非白人のマイノリティにとっては選択肢となりえない (Ipsos MORI 2007: 15)。つまり、白人イギリス系が「イギリス人」ではなく「イングランド人」を選択するということは、「白人性」をナショナル・アイデンティティの重要な要素とみ

なしていることを含意しているといえるだろう。さらには、それは多様性と結びついたブリティッシュネスへの不支持を暗意しているとみることもできるかもしれない。

一方で、これまでイギリスではマイノリティは「肌の色／カラー」や「人種」「エスニシティ」といった指標でとらえられてきたが、2000年代以降はもっぱら「宗教」が注目されるようになっていく（Peach 2006:631; Grillo 2010）。また今日では、多くのヨーロッパ先進諸国で、イスラームの問題が統合をめぐる中心的なテーマの1つとなっており、イスラームの「前近代性」や「後進性」「暴力性」はヨーロッパの「自由」や「民主主義」といった価値とは相容れず、そのためムスリムの統合は困難であるとみなされるようになっていく。先に指摘したように、イギリスのシティズンシップ・テストでもムスリムの多い国で合格率が低い傾向がみられた。そこで、次は宗教に着目してその現状をみていきたい。表2は、宗教別の人口とその割合である。

表2 宗教別人口とその割合（EW）（2001, 2011年）

Religion	2001		2011	
	Number	%	Number	%
Christian	37,338,486	71.7	33,243,175	59.3
Buddhist	144,453	0.3	247,743	0.4
Hindu	552,421	1.1	816,633	1.5
Jewish	259,927	0.5	263,346	0.5
Muslim	1,546,626	3.0	2,706,066	4.8
Sikh	329,358	0.6	423,158	0.8
Other religion	150,720	0.3	240,530	0.4
No religion	7,709,267	14.8	14,097,229	25.1
Religion not stated	4,010,658	7.7	4,038,032	7.2
Total	52,041,916	100.0	56,075,912	100.0

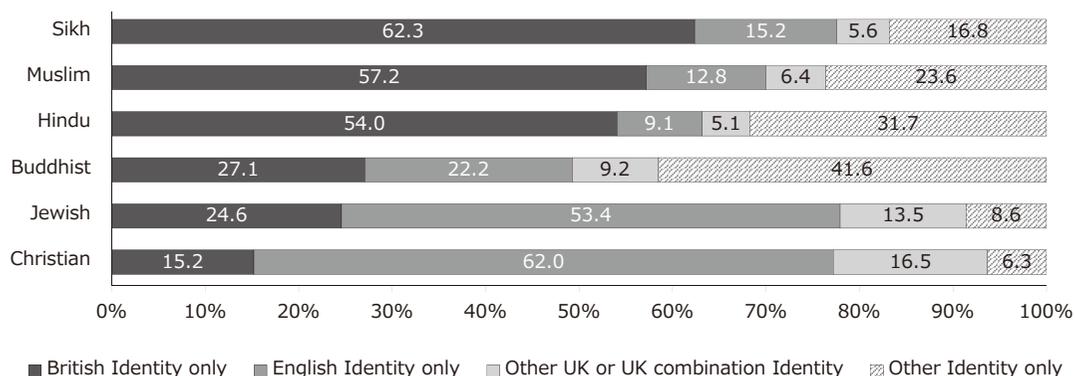
出所：Census 2001, 2011.

イギリスにおけるムスリム人口は、1980年代後半から1990年代のはじめには75万人から100万人ほどとみられていたが（Peach 2006:631）、2001年の国勢調査では150万人、さらに2011年の国勢調査では270万人を超え、全人口の4.8%を占めるようになっていく（表2）。そうした人口の増加にくわえ、今日、ムスリムの統合が中心的なテーマとして浮上してきた背景には、9.11とそれに続くイスラーム過激派によるテロや事件が人々のあいだにイスラームフォビアを惹起し、広めたということがある。とくに、2005年に発生したロンドンの地下鉄同時爆破テロ事件が、自国育ちの若者による「ホームグロウン・テロ」だったことのインパクトは大きく、ムスリム——とくにバングラデシュ系やパキスタン系などのアジア系ムスリムの若者——の統合の失敗やその不可能性が問題とされるようになった。

では、本当にムスリムの統合は失敗しているのだろうか。次頁図4は宗教別のナショナル・アイデンティティを、次頁表3はエスニシティ別のムスリム人口とその割合を示したものである。

2011年の国勢調査では、ムスリム（Muslim）のうち57.2%は自らのナショナル・アイデンティティを「イギリス人」と回答しており、さらには「イングランド人」という回答も12.8%いた（図4）。

図4 宗教別ナショナル・アイデンティティ (EW) (2011年)



出所：Census 2011.

表3 エスニシティ別ムスリム人口とその割合 (EW) (2011年)

Ethnicity	Number	%	
		Muslim	Ethnic group
Asian	1,830,560	67.6	43.4
Bangladeshi	402,428	14.9	90.0
Chinese	8,027	0.3	2.0
Indian	197,161	7.3	14.0
Pakistani	1,028,459	38.0	91.5
Asian other	194,485	7.2	23.3
Black	272,015	10.1	14.6
Black African	207,201	7.7	20.9
Black Caribbean	7,345	0.3	1.2
Black other	57,469	2.1	20.5
Mixed	102,582	3.8	8.4
Mixed White and Asian	49,689	1.8	14.5
Mixed White and Black African	15,681	0.6	9.4
Mixed White and Black Caribbean	5,384	0.2	1.3
Mixed other	31,828	1.2	11.0
White	210,620	7.8	0.4
White British	77,272	2.9	0.2
White Irish	1,914	0.1	0.4
White Gypsy / Irish Traveller	378	0.0	0.7
White other	131,056	4.8	5.3
Other	290,289	10.7	51.5
Arab	178,195	6.6	77.3
Other	112,094	4.1	33.7
Total	2,706,066	100.0	4.8

出所：Census 2011.

したがって、ムスリムはイギリスへの帰属意識が低いというのは事実と反する。たしかに、イスラーム過激主義へと傾倒するものもいるが、あくまでもそれは一部である。安達が述べるように、「若者のムスリムは、一方で、信仰やその実践を選択的に柔軟に採用し、他方で、文化と宗教の区別を通じて、イギリス社会に順応している」（安達 2013b : 47）というのが多くの場合の現実であろう。また、そもそもその内訳に目を向ければ、パキスタン系、バングラデシュ系、インド系（Indian）といったアジア系が2／3を占めるものの、残りの1／3には多様なエスニシティが含まれており、白人イギリス系も2.9%いる（前頁表3）。したがって、そうしたムスリム内部の多様性を捨象し、ムスリムを均質的で連帯的なひとまとまりの集団としてとらえることも適切ではない（Brubaker 2013 = 2016）。異質な存在としてのムスリムという安易な他者化には慎重であるべきだろう。

(2) 垂直的統合

続いて、垂直的統合という観点から、教育達成度と失業および就労状況についてみていくこととしたい。まずは、教育達成度からみていこう。表4は、16歳以上のエスニシティ別の教育達成度について示したものである。

表4 エスニシティ別教育達成度・16歳以上（EW）（2001, 2011年）

Ethnicity	No qualifications (%)		Degree level (%)	
	2001	2011	2001	2011
Black African	13.5	10.5	38.8	40.0
Mixed other	16.7	13.9	32.4	34.4
Mixed White and Asian	17.4	12.7	29.8	34.8
White other	18.3	12.4	42.6	36.9
Black other	18.7	16.5	21.1	36.6
Asian other	19.3	15.0	32.9	35.0
Mixed White and Black African	19.3	13.5	26.8	28.9
Arab	N/A	14.9	N/A	37.2
Other	23.4	19.8	43.0	31.7
Mixed White and Black Caribbean	25.2	20.2	14.6	18.2
Chinese	25.6	15.7	37.3	42.9
Black Caribbean	26.8	19.7	19.7	25.9
Indian	26.8	15.0	30.7	42.0
White British	29.5	23.9	18.2	25.7
White Irish	37.6	28.9	25.1	33.6
Pakistani	41.3	25.6	18.3	24.6
Bangladeshi	47.2	28.3	13.5	19.8
White Gypsy / Irish Traveller	N/A	59.7	N/A	8.7

出所：Census 2001, 2011.

「資格なし（No qualifications）」についてみると、2001年から2011年にかけていずれのエスニシティでもその割合は低下しており、エスニシティ間の格差も縮小している。なかでも、バング

ラデシュ系とパキスタン系は、2001年にはそれぞれ47.2%、41.3%と他のエスニシティと比べてもその値が高かったのに対し、2011年には20%台まで低下しており、白人イギリス系とそれほど変わらないところまで近づいてきている。

次に、「学士相当以上 (Degree level)」についてみてみよう。その他白人系 (White other) やその他 (Other) で割合が下がっているものの、全体としては上昇傾向にある。ただし、2001年に20%以下であった黒人カリブ系 (Black Caribbean)、パキスタン系、白人イギリス系、混血カリブ系 (Mixed White and Black Caribbean)、バングラデシュ系のうち、混血カリブ系とバングラデシュ系だけは2011年でも20%に届かなかった。

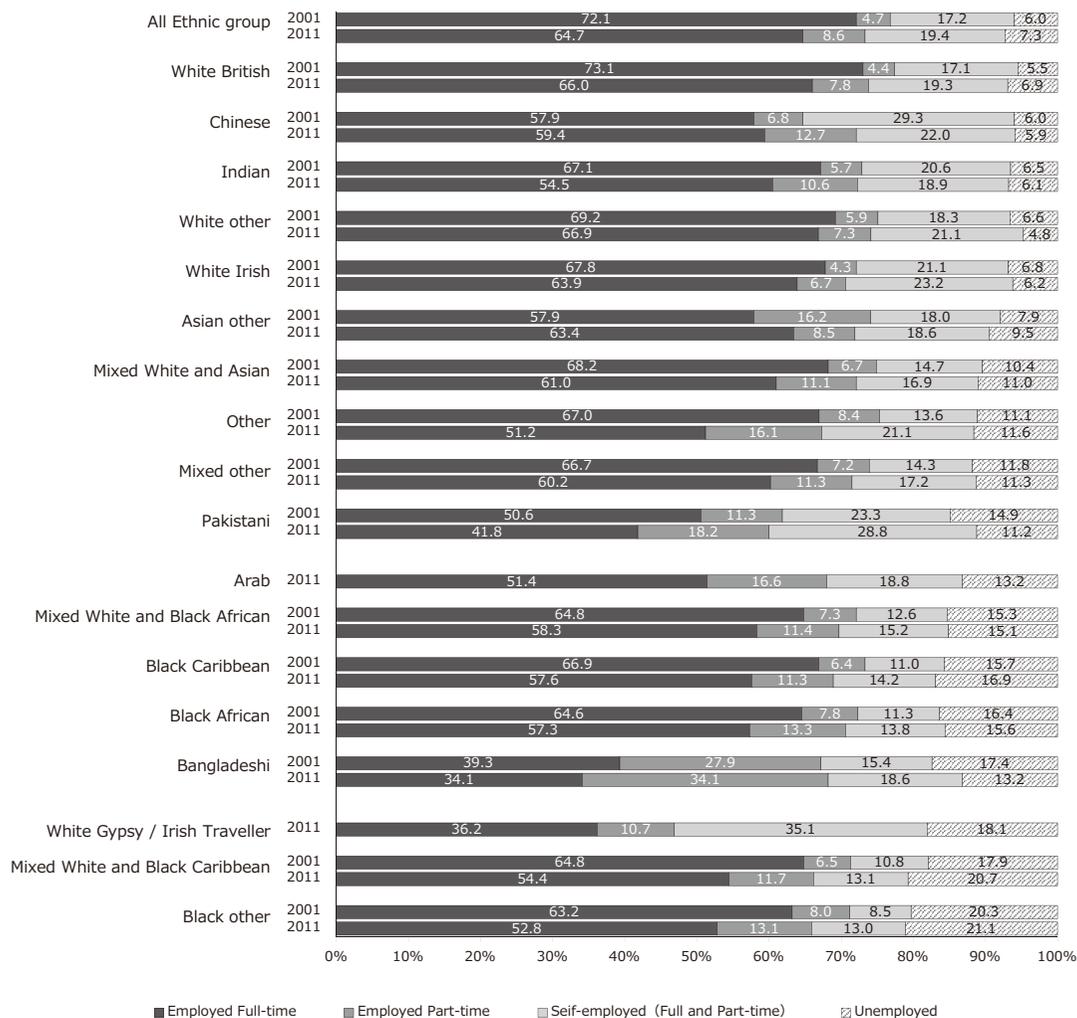
全体として、「資格なし」「学士相当以上」ともに、マイノリティの教育達成度は上昇傾向にあるといえる。とくに、「資格なし」に関しては、教育達成度の低かったバングラデシュ系とパキスタン系で大きな改善がみられた。その一方で、「学士相当以上」に関しては、改善はみられたものの、白人イギリス系と混血カリブ系およびバングラデシュ系のあいだには依然として大きな格差が残っている。ただし、推移をみる限りでは、この格差は次第に縮小していくように思われる。それよりも、むしろここで注目すべきは、中国系 (Chinese) や黒人アフリカ系 (Black African) をはじめとする教育達成度の高いエスニシティと白人イギリス系の格差なのかもしれない。というのも、白人イギリス系にとって、自分たちよりも高学歴なマイノリティが増加することは、よりよい就労の機会を奪われることにつながるかもしれないからである。マジョリティにとって労働市場における脅威は、安価な労働力だけではなく、自分(たち)よりも有能な人材もまた脅威になりうる。その意味で、白人イギリス系と高学歴なマイノリティとの教育達成度の格差は、ともすれば排外主義を惹起する要因の1つとなるかもしれない。

次に、失業および就労状況についてみてみよう。次頁図5と57頁図6は、それぞれ16歳以上の男性と女性のエスニシティ別の就労状況を示したものである。

まずは、男性からみていこう(図5)。「失業 (unemployed)」をみると、全体では2001年が6.0%、2011年が7.3%となっており、もっとも失業率が低いのは白人イギリス系で、それぞれ5.5%、6.9%となっている。2001年と2011年を比較すると、全体では失業率は上昇しているものの、失業率の高かったパキスタン系、バングラデシュ系では失業率は下がっており、教育達成度の上昇が失業率の改善につながったとみることができるかもしれない——ただし、それでも10%を超えており、依然として白人イギリス系とは大きな格差がある。一方で、2011年では混血アフリカ系 (Mixed White and Black African)、黒人カリブ系、黒人アフリカ系は15%を、混血カリブ系とその他黒人系 (Black other) では20%を超えている。そのうち、黒人アフリカ系とその他黒人系に関しては、むしろ教育達成度は高い方であり、したがって、両者の失業率の高さは教育達成度では説明がつかない。

また、「フルタイムの就労 (Employed Full-time)」をみると、全体では2001年が72.1%、2011年が64.7%となっている。2011年の失業率がともに20%を超えていた黒人アフリカ系とその他黒人系は、フルタイムの就労率に関してはその他のマイノリティとそれほど大きな格差があるわけではない。むしろ、ここでは失業率に改善がみられたパキスタン系とバングラデシュ系のフルタイム就労率の低さに注目すべきであろう。とくに、バングラデシュ系は30%台と低い。両者に関

図5 エスニシティ別就労状況・男性・16歳以上(EW) (2001, 2011年)

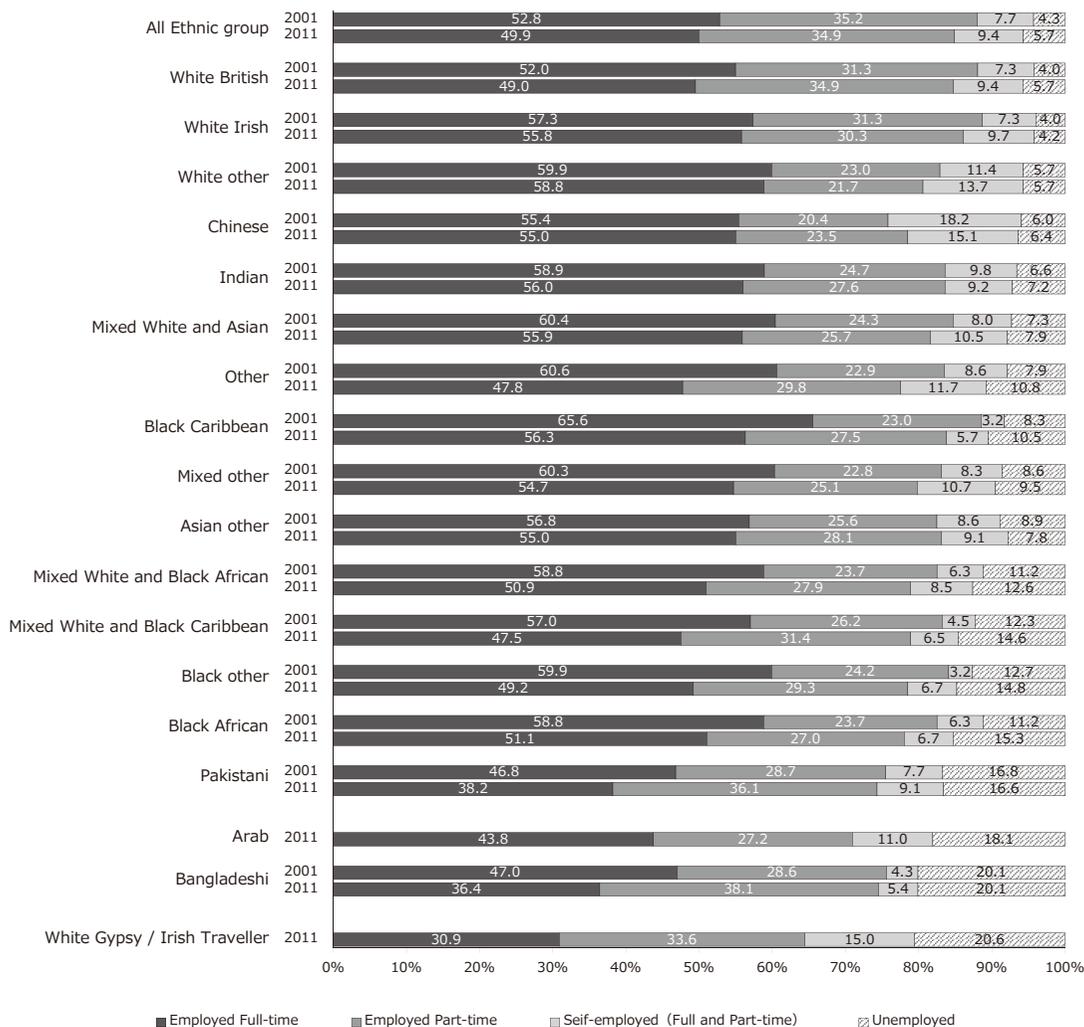


出所：Census 2001, 2011.

しては、失業率には一定の改善がみられたものの、それがフルタイムの就労には結びついておらず、依然として不安定な就労状況におかれているといえるだろう。

次に、女性についてみてみよう(図6)。失業率をみると、全体では2001年が4.3%、2011年が5.7%となっており、もっとも失業率が低いのは白人アイルランド系(White Irish)で、それぞれ4.0%、4.2%となっている(なお、白人イギリス系は4.0%、5.7%)。フルタイムの就労率は、全体的に男性と比べて低い。また、男性と比べて女性では、バングラデシュ系、アラブ系、パキスタン系、黒人アフリカ系と失業率の高いエスニシティにはムスリムが多くみられるのが特徴だといえる——ただし、バングラデシュ系に関しては、失業率が高いものの、一方でフルタイムの就労率は男性よりも高い。

図6 エスニシティ別就労状況・女性・16歳以上(EW) (2001, 2011年)



出所：Census 2001, 2011.

(3) 考 察

ここまで、水平的統合と垂直的統合という観点から移民の統合における現状についてみてきたが、市民的統合のもとではたして移民の統合は進んでいるのだろうか。

たしかに、2000年代以降、国籍取得者数は大きく増加している。また、「イギリス人」というナショナル・アイデンティティは、白人系よりもむしろその他のエスニシティで広く浸透していることがわかった。さらに、今日、統合の失敗やその不可能性が指摘されるようになっているムスリムに関しても、半数以上が「イギリス人」というナショナル・アイデンティティをもっており、ムスリムはイギリスへの帰属意識が低いというのは事実にもとづかない誤った理解だといえる。教育では、「資格なし」「学士相当以上」とともにマイノリティの教育達成度は上昇傾向にあり、とくに、「資

格なし」に関しては教育達成度の低かったバングラデシュ系とパキスタン系が白人イギリス系とそれほど変わらないところまで近づいてきている。バングラデシュ系とパキスタン系に関しては、失業率でも改善がみられた。

以上は、移民の統合が進んだ／進んでいると思われる側面である。とくに、水平的統合に関しては、市民的統合が企図するシティズンシップやブリティッシュネスの共有は少なくとも形式的には進んでいるといえるだろう。

一方で、もちろん課題がないわけではない。たとえば、教育ではいずれのエスニシティでも一定の底上げがみられたが、「学士相当以上」ではエスニシティ間の格差も大きく、混血カリブ系とバングラデシュ系は20%台に届くまでには至らなかった。就労でも、失業率の高かったパキスタン系とバングラデシュ系で改善がみられたものの、それでも失業率は高く、また、失業率の改善もフルタイムの就労には結びついていなかった。さらに、黒人アフリカ系とその他黒人系に関しては、他のエスニシティと比べて教育達成度が高いにもかかわらず、失業率が高いという問題もみられた。

したがって、垂直的統合、とくに経済的な格差や不平等には依然として大きな課題が残っているといえる。その際、市民的統合では水平的統合を進めることで垂直的統合の問題もそれに付随して改善・解消されると考えられているようだが、——もちろん、そこにはタイムラグがあるだろうが——はたして両者は本当に連動しているのか／するのか、ということはあらためて考える必要があるだろう。

おわりに

ここまで、本稿では市民的統合のもとではたして移民の統合は進んでいるのか、ということを中心に移民の側に着目し、水平的統合と垂直的統合という観点からその現状と課題について考察してきた。以下では、あらためて社会経済的な格差や不平等とシティズンシップ・テストという2つの問題に着目し、そこにみられるマジョリティの側の意識や態度、言説を批判的に検討することで、市民的統合の限界についても考えることとしたい。

まずは、社会経済的な格差や不平等の問題についてである。すでに指摘したように、パキスタン系とバングラデシュ系では、他のエスニシティと比べ「イギリス人」というナショナル・アイデンティティをもつ人々の割合が高く、教育達成度でも上昇がみられたにもかかわらず、依然として不安定な就労状況におかれていた。また、黒人アフリカ系とその他黒人系では、他のエスニシティと比べて教育達成度が高いにもかかわらず、失業率が高いという問題もみられた。

これらの問題は、いくつかのエスニシティがおかれた低い社会経済的な位置の原因が、シティズンシップやブリティッシュネスといった共通の価値を共有していないことや教育達成度の低さにあるのではなく、人種やエスニシティにもとづく差別にあるということを示唆しているのではないだろうか。そうだとすれば、それはマジョリティである白人イギリス系の人々の意識に深く根づいた問題であり、マジョリティの人々の意識が変わらなければ、移民に対して市民的統合を進めても改善・解消にはつながらないだろう。このことは、たとえば共有すべきナショナル・アイデンティティの表象としてブリティッシュネスを掲げているにもかかわらず、白人イギリス系では「イギリ

ス人」よりも「イングランド人」というナショナル・アイデンティティの方が優勢であるという事実には、その問題状況が端的にあらわれているように思われる。

次に、シティズンシップ・テストについてである。試験の導入に際して検討を行った『『イギリスでの生活』に関する諮問グループ（“Life in the UK” Advisory Group）⁽¹¹⁾の委員でもあった教育学者のD.キワンによれば、シティズンシップ・テストの目的は、その学習プロセスを通じて〈市民性〉を獲得し、統合を促進することであり、排除を目的とするものではない（Kiwani 2008）⁽¹²⁾。実際、シティズンシップ・テストに対する移民たちの反応も必ずしもネガティブなものばかりではない。その理由としては、たとえば試験がコンピュータを用いた選択回答式で、仮に不合格であったとしても何度でも受けることができるため心理的なハードルはそれほど高くないということがある（高橋 2017：133）。また、あるバングラデシュ出身の女性は、当初こそ試験が課されることを不公平だと感じていたものの、試験に向けて勉強するなかで広い歴史的視野を身につけたことにより、自分がイギリスにいることの意味と意義を見出せたというケースもある（Byrne, B. 2017：330）。いずれにしても、英語の習得やイギリスでの生活に関する知識・情報を身につけることは、多くの場合、移民たちにとっても意味のあることとして理解されている⁽¹³⁾。

しかしながらそれでも、出身国によってシティズンシップ・テストの合格率に大きな差があること——とくに、ムスリムの多い国で合格率が低いことは、やはり看過できないことのように思われる。というのも、導入の意図やテストに対する移民たちの反応とは別に、シティズンシップ・テストはその潜在的な機能として不合格者を「統合困難なもの」としてラベリングし、排除するものとしても機能するからである。それゆえ、ムスリムの多い国の合格率の低さというある意味で客観的な事実は、「ムスリムの統合の不可能性」という言説をもっともらしいものとして再生産することに寄与しかねない危うさを孕んでいる。

また、シティズンシップ・テストへの不満や批判は、試験に合格したあとにあらわれてくるのかもしれない。たとえば、イギリス国籍を取得したあるクルド人が、「イギリス市民であるという意識を持ちつつも『国籍を取得したからといってイギリス人になるわけではない。自分はクルド人だ。（イギリス人も）私のことをイギリス人になったとは思っていない』」（高橋 2017：134）⁽¹⁴⁾と語るとき、そこには国籍をもっているイギリス人とはみなされないことに対するある種の疎外感を読みとることができる。試験に合格したにもかかわらず、実質的に社会のメンバーとみなされない状況があるならば、それはむしろ移民たちの疎外感を強めるだけであり、シティズンシップ・テストという制度の形骸化にもつながる大きな問題であろう。

(11) 委員長を務めたのは、「シティズンシップ諮問グループ（Advisory Group on Citizenship）」の委員長として1998年に『学校におけるシティズンシップのための教育と民主主義の授業』（Qualifications and Curriculum Authority 1998）をまとめたB.クリックである。

(12) ただし、「試験はシティズンシップへと向かう旅が終わったことの名譽の『証』を意味するのではなく、旅へと向かうはじめての一步を示すものである」（Kiwani 2008：69）。

(13) ただし同時に、移民の脅威が頻繁に描かれるなかで、多くの移民たちはシティズンシップ・テストが脅威を感じる人々に安心を与えるためには致し方ないという認識ももっている（Byrne, B. 2017：335）。

(14) ロンドンのハーリングエイ区にある「クルド人コミュニティセンター（Kurdish Community Centre）」での聞き取り（2012年10月6日）。

たしかに、市民的統合には一定の道理性があるように思われる。それゆえ、本稿における市民的統合に対する評価は必ずしも否定的なものではない。ただし、それは市民的統合が移民を〈市民〉として——つまり、ともに社会を構成し、形成するメンバーの一員として——包摂し、積極的に統合しようとする限りにおいてである。

しかし、移民に対して市民的統合を進めるにもかかわらず、それを反故にするようなマジョリティの意識や態度からは⁽¹⁵⁾、市民的統合の限界や欺瞞性が透けてみえる。移民の統合という問題は、「すべての移民と加盟国の居住者が相互に順応しあうダイナミックかつ双方向のプロセス」(Council of European Union 2004:12)としてとらえるべきものであり、統合に向けた努力と歩み寄りには移民の側だけに求められるものではない。その意味でも、やはり移民の統合においてその賭け金となっているのは、人々が差異や多様性と向きあい、それを受容することができるのかということなのだといえよう。

(たかはし・せいいち 法政大学社会学部兼任講師)

【参考文献】

- 安達智史 (2013a) 『リベラルナショナリズムと多文化主義——イギリスの社会統合とムスリム』 勁草書房。
—— (2013b) 『『超』多様化社会における信仰と社会統合——イギリスにおける若者ムスリムの適応戦略とその資源』 『ソシオロジ』 第58巻第1号, 35-51, 184頁。
- Andersen, J. (1999) "Social and System Integration and the Underclass," I. Gough and G. Olofsson eds., *Capitalism and Social Cohesion: Essays on Exclusion and Integration*, New York: Palgrave Macmillan, 127-148.
- Brubaker, R. (2001) "The Return of Assimilation? Changing Perspectives on Immigration and Its Sequels in France, Germany, and the United States," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 24, No. 4, 531-548 (高橋誠一訳 (2016) 「同化への回帰か? —— フランス, ドイツ, アメリカにおける移民をめぐる視座の変化とその帰結」 佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳 『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』 明石書店, 200-231頁)。
- (2013) "Categories of Analysis and Categories of Practice: A Note on the Study of Muslim in European Countries of Immigration," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 36, No. 1, 1-8 (高橋誠一訳 (2016) 「分析のカテゴリーと実践のカテゴリー——ヨーロッパの移民諸国におけるムスリムの研究に関する一考察」 佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳 『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』 明石書店, 288-301頁)。
- ブルーベイカー, ロジャース (2016) (佐藤成基訳) 「集団からカテゴリーへ——エスニシティ, ナショナリズム, 移民, シティズンシップに関する三十余年の研究をふり返って」 佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳 『グローバル化する世界と「帰属の政治」——移民・シティズンシップ・国民国家』 明石書店, 9-33頁。
- Byrne, B. (2017) "Testing Times: The Place of the Citizenship Test in the UK Immigration Regime and New Citizens' Response to it," *Sociology*, Vol. 51, No. 2, 323-338.
- Byrne, D. ([1999] 2005) *Social Exclusion*, 2nd ed., Maidenhead: Open University Press (深井英喜・梶村泰久訳 (2010) 『社会的排除とは何か』 こぶし書房)。
- Council of European Union (2004) *Immigrant Integration Policy in the European Union*, Brussels, 19 November, 14615/04 (Presse321) (Retrieved March 18, 2019, http://europa.eu/rapid/press-release_

(15) さらにいえば、そこにはたんに差別や偏見だけではなく、移民を雇用可能性という規準でのみ評価するネオリベラリズム的な発想も含まれるだろう。

- PRES-04-321_en.pdf).
- Dummett, A. (2006) "United Kingdom," R. Bauböck, E. Ersbøll, K. Groenendijk and H. Waldrauch eds., *Acquisition and Loss of Nationality : Policies and Trends in 15 European States, Volume 2 : Country Analyses*, Amsterdam : Amsterdam University Press, 551-586. (Retrieved March 20, 2019, JSTOR).
- Gans, H. J. (1992) "Second-generation Decline : Scenarios for the Economic and Ethnic Futures of the Post-1965 American Immigrants," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 15, No. 2, 173-192.
- Garuda Publications (2017) "Life in the UK Test Pass Rates," Surrey : Garuda Publications (Retrieved March 23, 2019, <http://www.garudapublications.com/wp-content/uploads/2017/03/Life-in-the-UK-Test-Pass-Rates-2017.pdf>).
- Gordon, M. M. (1964) *Assimilation in American Life : The Role of Race, Religion, and National Origins*, New York : Oxford University Press (倉田和四生・山本剛郎訳編 (2000) 『アメリカンライフにおける同化理論の諸相——人種・宗教および出身国の役割』晃洋書房).
- GOV.UK (2014) *Knowledge of Language and Life in the UK Test Results, 2009 to 2014, FOI Release 30799* (Retrieved March 23, 2019, <https://www.gov.uk/government/publications/knowledge-of-language-and-life-in-the-uk-test-results-2009-to-2014>).
- Grillo, R. (2010) "British and Others : From 'Race' to 'Faith'," S. Vertovec and S. Wessendorf eds., *The Multiculturalism Backlash : European Discourses, Policies and Practices*, London : Routledge, 50-71.
- Home Office (2001) *Community Cohesion : A Report of the Independent Review Team Chaired by Ted Cantle*.
- (2002) *Secure Borders, Safe Haven : Integration with Diversity in Modern Britain*.
- Ipsos MORI (2007) *Young People and British Identity : Research Study Conducted for the Camelot Foundation by Ipsos MORI*, London : Ipsos MORI/Camelot Foundation.
- Joppke, C. (2004) "The Retreat of Multiculturalism in the Liberal State : Theory and Policy," *The British Journal of Sociology*, Vol. 55, No.2, 237-257.
- (2007) "Beyond National Models : Civic Integration Policies for Immigrants in Western Europe," *West European Politics*, Vol. 30, No.1, 1-22.
- 柄谷利恵子 (2013) 「国籍・入国管理政策と対外政策の交差——英国人性をめぐる議論から考える」『国際政治』173号, 141-154頁。
- (2017) 「ポイント・システム導入と民営化の進展——敵対的選別化への道」小井戸彰宏編『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会, 119-140頁。
- Kiwan, D. (2008) "A Journey to Citizenship in the United Kingdom," *International Journal on Multicultural Societies*, Vol. 10, No.1, 60-75.
- Levitas, R. ([1998] 2005) *The Inclusive Society? : Social Exclusion and New Labour*, 2nd ed., Basingstoke : Palgrave Macmillan.
- Park, R. E. (1950) *Race and Culture*, New York : Free Press.
- Pascouau, Y. (2014) *Measures and Rules Developed in the EU Member State Regarding Integration of Third Country Nationals, Comparative Report*, Brussels : European Policy Centre (Retrieved March 15, 2019, http://www.epc.eu/documents/uploads/pub_6519_reportintegrationschemes_finalversionpdf-en.pdf).
- Peach, C. (2006) "Muslim in the 2001 Census of England and Wales : Gender and Economic Disadvantage," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 29, No.4, 629-655.
- Qualifications and Curriculum Authority (1998) *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools*, London : Qualifications and Curriculum Authority.
- 佐藤俊輔 (2012) 「欧州における市民統合法制の現在」『比較法学』第46巻第1号, 97-129頁。
- (2015) 「EUにおける移民統合モデルの収斂? ——『市民統合』政策を事例として」『日本EU学会年報』第35号, 183-203頁。

- 関根政美 (1993) 「多文化主義の可能性と限界に関する序論的考察」『法學研究』第66巻第4号, 1-40頁。
- 島田幸典 (2017) 「現代イギリスにおける移民の〈包摂〉——ポスト多文化主義・就労福祉・権利の条件化」新川敏光編『国民再統合の政治——福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間』ナカニシヤ出版, 43-68頁。
- Social Exclusion Unit (1997) *Social Exclusion Unit: Purpose, Work Priorities and Working Methods*, London: The Stationery Office.
- 高橋誠一 (2017) 「移民の統合をめぐる問題——イギリスを中心に」渋谷淳一・本田量久編『21世紀国際社会を考える——多層的な世界を読み解く 38章』旬報社, 126-135頁。
- 竹ノ下弘久 (2016) 「マクロな制度編成と移民の社会経済的統合」『三田社会学』第21号, 42-56頁。
- Vargas-Silva, C. and C. Rienzo (2018) “Migrants in the UK: An Overview,” *Migration Observatory Briefing*, COMPAS (Centre on Migration, Policy and Society), University of Oxford (Retrieved March 20, 2019, <https://migrationobservatory.ox.ac.uk/resources/briefings/migrants-in-the-uk-an-overview/>).
- Vertovec, S. (2007) “Super-diversity and its Implications,” *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 30, No. 6, 1024-1054.
- Wright, S. (2008) “Citizenship Tests in Europe: Editorial Introduction,” *International Journal on Multicultural Societies*, Vol. 10, No.1, 1-9.
- Young, J. (2007) *The Vertigo of Late Modernity*, London: Sage (木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳 (2008) 『後期近代の眩暈——排除から過剰包摂へ』青土社)。